

資料



1 県内市町村の取組み状況

整理番号	市町村名	課名	電話番号(内線)	男女共同参画条例の名称・施行年月	男女共同参画計画の名称・計画期間	男女共同参画施設
1	横浜市	政策局男女共同参画推進課	045-671-2017	横浜市男女共同参画推進条例(H13.4)	第4次横浜市男女共同参画行動計画(H28年度~H32年度)	
2	川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室男女平等推進担当	044-200-2300 (27221)	男女平等かわさき条例(H13.10)	第3期川崎市男女平等推進行動計画(H26~H30)	
3	相模原市	市民局人権・男女共同参画課	042-769-8205 042-754-1111(2301/2/3/9)	さがみはら男女共同参画推進条例(H16.4)	第2次さがみはら男女共同参画プラン21(H24~H31)	
4	横須賀市	市民部人権・男女共同参画課	046-822-8228	横須賀市男女共同参画推進条例(14.4)	第4次横須賀市男女共同参画プラン(H25~H29)	
5	平塚市	市民部人権・男女共同参画課	0463-21-9861		ひらつか男女共同参画プラン2017(H29~H35)	
6	鎌倉市	経営企画部文化人権推進課	0467-61-3870	鎌倉市男女共同参画推進条例(H19.2)	かまくら21男女共同参画プラン(H24~H33)	
7	藤沢市	企画政策部人権男女共同平和課	0466-25-1111(2131)		ふじさわ男女共同参画プラン2020(改定版)(H28~H32)	
8	小田原市	市民部人権・男女共同参画課	0465-33-1725		第2次おだわら男女共同参画プラン(H28~H32)	
9	茅ヶ崎市	文化生涯学習部男女共同参画課	0467-57-1414		第2次ちがさき男女共同参画推進プラン(H28~H32)	
10	逗子市	市民協働部生活安全課	046-873-1111(279)		ずし男女共同参画プラン2022(H28~H34)	
11	三浦市	市民部市民協働課	046-882-1111(311)		みうら男女共同参画プラン(H23.3~H32)	
12	秦野市	市民部市民相談人権課	0463-82-5128		第3期はだの男女共同参画プラン(H28~H32)	
13	厚木市	協働安全部市民協働推進課人権男女相談係	046-225-2215		厚木市男女共同参画計画(H25~H29) H25.3改訂	
14	大和市	文化スポーツ部国際・男女共同参画課	046-260-5164		第2次やまと男女共同参画プラン(H24~H30)	
15	伊勢原市	市民生活部人権・広聴相談課	0463-94-4711 (1171,1172)		伊勢原市男女共同参画プラン(H25~H29)*H25.7改訂	
16	海老名市	市民協働部市民活動推進課	046-235-4568		第2次海老名市男女共同参画プラン(H27~H31)	
17	座間市	市民部広聴人権課	046-252-8087		第二次ざま男女共同参画プラン(H23~H32)	
18	南足柄市	企画部市民協働課	0465-73-8211		みなみあしがら男女共同参画プラン(H28~H32)	
19	綾瀬市	経営企画部企画課	0467-70-5657		あやせ男女共同参画プラン(H23~H32)	

整理番号	市町村名	課名	電話番号(内線)	男女共同参画条例の名称・施行年月	男女共同参画計画の名称・計画期間	男女共同参画施設
20	葉山町	福祉部町民健康課	046-876-1111(205)		男女共同参画プランはやま第3次(H27~H32)	
21	寒川町	町民部協働文化推進課	0467-74-1111(274)		第4次さむかわ男女共同参画プラン(H28~H32)	
22	大磯町	町民福祉部町民課	0463-61-4100(237)		第2次大磯町男女共同参画推進プラン(H28~H32)	
23	二宮町	政策総務部地域政策課	0463-71-3311(323)		第2次にのみや男女共同参画プラン(H25~H34)	
24	中井町	地域防災課	0465-81-1110		中井町男女共同参画プラン(H17~H26)	
25	大井町	町民課	0465-83-1311(116)		大井町男女共同参画プラン(改訂版)(H27~H33)	
26	松田町	政策推進課	0465-83-1222(357)		まつだ女性支援プラン(H16~H22) H29次期プラン策定予定	
27	山北町	企画政策課	0465-75-1122(323)		やまきた男女共同参画プラン(H17~H26)	
28	開成町	町民サービス部自治活動応援課	0465-84-0315		第3次かいせい男女共同参画プラン(H26~H31)	
29	箱根町	企画観光部企画課	0460-85-9560		はこね男女共同参画推進プラン(H27~H36)	
30	真鶴町	企画調整課	0465-68-1131		まなづる男女共同参画プラン(H21~H30)	
31	湯河原町	地域政策課	0465-63-2111(224)		ゆがわら男女共同参画プラン(改訂版)(H27.4~)	
32	愛川町	教育委員会生涯学習課	046-285-2111(3644)		第2次愛川町男女共同参画基本計画(H24~H35)	
33	清川村	教育委員会事務局社会教育係	046-288-1211(223)			

2 県内の男女共同参画施設及び相談窓口一覧

(1) 県内の男女共同参画施設等

	名 称	住 所	電 話	休 館 日
神奈川県	神奈川県立 かながわ男女共同参画センター	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1	0466-27-2111	毎週月曜日・祝日（祝日が金～日曜日にあたる場合は開館し、次の月曜日と火曜日等が休館） 年未年始
横浜市	男女共同参画センター横浜 （フォーラム）	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1	045-862-5050	毎月第4木曜日及び 年未年始
	男女共同参画センター横浜南 （フォーラム南太田）	〒232-0006 横浜市南区南太田 1-7-20	045-714-5911	毎月第3月曜日及び 年未年始
	男女共同参画センター横浜北 （アートフォーラムあざみ野）	〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3	045-910-5700	毎月第4月曜日及び 年未年始
川崎市	川崎市 男女共同参画センター （すくらむ21）	〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1	044-813-0808	年未年始 奇数月第3火曜日 （建物定期点検予定日）
相模原市	相模原市立 男女共同参画推進センター （ソレイユさがみ）	〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 ｼﾝﾌﾟﾗﾞ はしもと内	042-775-1775	偶数月第4月曜日 年未年始
横須賀市	デュオよこすか	〒238-0041 横須賀市本町 2-1（横須賀市立総合福祉会館 5階）	046-822-0804	年未年始及び 臨時休館日
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 男女共同参画推進センター （いこりあ）	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル 4階	0467-57-1414	毎週日曜日 年未年始
南足柄市	南足柄市 女性センター	〒250-0105 南足柄市関本 591 番地 1 ヴェルミ 3 3階	0465-73-8211	毎週水曜日 年未年始

(2)県内の相談窓口一覧

ア 国の相談窓口

横浜地方法務局

女性の人権ホットライン ナビダイヤル・セカンド・ホットライン ☎0570-070-810

[相談時間] 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始はお休みです。)

内閣府DV相談ナビ

☎0570-0-55210

全国のDV相談窓口を自動音声でご案内します。

イ 県の相談窓口

県配偶者暴力相談支援センター

相談内容について、秘密は守ります。

面接相談は無料です。すべて予約制ですので、まずはお電話でご相談下さい。

被害者の方が自立して生活するためのご相談も受けています。

相 談 窓 口	相 談 日 ・ 相 談 時 間 (年末年始・休館日を除く)	電 話
女性のための暴力相談	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00 (祝日を除く)	0466-26-5550 面接相談は要予約
女性への暴力相談「週末ホットライン」	土・日 17:00～21:00 祝日 9:00～21:00	045-451-0740
多言語による相談 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語 ポルトガル語、タガログ語、タイ語	月～土 10:00～17:00	050-1501-2803 面接相談は要予約
男性被害者相談	月～金 9:00～21:00 (祝日を除く)	0570-033-103 面接相談は要予約
DVに悩む男性のための相談	月・木 18:00～21:00 (祝日を除く)	0570-783-744

面接相談では、お子さん(1歳から就学前)の一時保育をご利用いただけます。ご予約の際にご相談ください。

緊急時(事件発生時)は110番

その他

県立かながわ男女共同参画センター

面接相談は無料です。すべて予約制ですので、まずはお電話でご予約下さい。

名 称	相 談 員	相 談 方 法	相 談 日 ・ 相 談 時 間	電 話
法 律 相 談	女 性 弁 護 士	面 接	毎 週 水 曜 日 (祝 日 ・ 第 2 水 曜 日 を 除 く)	0466-26-5550
精 神 保 健 相 談	精 神 科 医 師	面 接	毎 月 第 1 木 曜 日 (祝 日 の 場 合 は 翌 週)	0466-26-5550

県立女性相談所

女性電話相談室 ☎0570-550-594

[相 談 時 間] 月 ~ 金 9:00 ~ 17:00 (祝 日 を 除 く)

(3) 市町村の相談機関

横浜市

横浜市DV相談支援センター

相談内容・電話番号	相談曜日・時間
配偶者等からの暴力の相談 ☎045-671-4275 ☎045-865-2040	月～金 9:30～12:00、13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く) 月～金 9:30～20:00 土・日・祝日 9:30～16:00 (第4木曜、年末年始を除く)

心とからだと生き方の電話相談(男女共同参画センター横浜) ☎045-871-8080

相談内容	相談曜日・時間
家族関係、生き方、仕事、性に関する傷つき、配偶者や交際相手からの暴力など、日常生活で直面するさまざまな問題についての相談	毎日(第4木曜除く)..... 9:00～16:00 月・金(祝日を除く)・・上記時間に加え、18:00～20:00

電話相談の後、面接相談の予約もできます。また、必要に応じて弁護士、医師などによる専門相談も行っています(予約制)。

年末年始など施設休館日は、お休みです。

性別による差別等の相談(男女共同参画センター横浜) ☎045-862-5063

相談内容	相談曜日・時間
女性(男性)であることを理由とした不利益な取り扱いなど、性別による差別についての相談	月・火・水・金・土..... 9:00～16:00

年末年始など施設休館日は、お休みです。

川崎市

川崎市DV相談支援センター

相談内容・電話番号	相談曜日・時間
配偶者等からの暴力被害に関する電話相談窓口 ☎044-200-0845	月～金..... 9:30～16:30 祝日、年末年始は除く

女性のための総合相談 ☎044-811-8600 (電話相談直通、各面接相談の予約番号)

相談内容	相談時間	相談方法
ハロー・ウィメンズ 110 番	(毎週) 月・火・水・木... 10:00～15:00 金..... 15:00～20:00 日..... 12:00～17:00	電話
女性の悩み相談	第1・3木曜..... 10:00～12:00 第4金曜..... 16:00～20:00	面接 (予約制)
女性弁護士による法律相談	第1・3木曜..... 13:00～16:00	面接 (予約制)

祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休み。

面接相談及び法律相談はハロー・ウィメンズ 110 番(044-811-8600)で要予約。

男性のための電話相談 ☎ 044-814-1080

相 談 内 容	相 談 曜 日 ・ 時 間
男性の様々な悩み相談	毎週水曜日…………… 18:00～21:00 祝日・年末年始は除く

川崎市人権オンブズパーソン

相 談 内 容 ・ 電 話 番 号	相 談 曜 日 ・ 時 間
男女平等にかかわる人権侵害に対する相談・ 救済の申立て（配偶者等からの暴力（DV）、 セクハラ、性差別など） ☎044-813-3111	月・水・金…………… 13:00～19:00 土…………… 9:00～15:00 祝日、年末年始は除く

相模原市

相模原市配偶者暴力相談支援センター

相 談 内 容 ・ 電 話 番 号	相 談 曜 日 ・ 時 間
配偶者等からの暴力の相談 ☎042-772-5990	毎日 10:00～16:30（火・木は20:00まで） （第4月曜、年末年始を除く）

ソレイユさがみ（男女共同参画推進センター）女性相談室 ☎042-775-1777（相談専用）

相 談 内 容	相 談 時 間	相 談 員	相 談 方 法
女性のための一般相談 セクシュアルハラスメント、職場 の問題、夫婦関係、女性への暴力、 育児不安など 女性のさまざまな相談	毎日 10:00～16:30 （火・木は20:00まで） （第4月曜を除く）	女性相談員	電 話・面 接 （面接は予約 制）
女性のための法律相談	第1・2・3木曜日 （木曜日が5回の月は第 1・2・4木曜日） 14:00～16:00 （一人30分以内）	女性弁護士	面 接 （予約制）
女性のための心の相談	電話・面接相談 毎月第2土曜日及び 偶数月第4土曜日 14:00～16:20 （一人40分以内）	女性臨床 心理士	電 話・面 接 （予約制）

年末年始(12/29～1/3)は休みます。
法律相談と心の相談は、一般相談の後に、必要な方がのみが予約できます。

横須賀市

デュオよこすか女性のための相談室 ☎046-828-8177

相 談 内 容	相 談 曜 日 ・ 時 間	相 談 方 法
一 般 相 談	月・水・金曜日 9:00～16:00	電 話・面 接 （面接は予約制）
法 律 相 談	原則毎月第2火曜日 13:30～16:30	面 接 （予約制）

法律相談は、事前に一般相談で予約を行ってください。
年末年始及び臨時休館日はお休みです。

女性のためのDV相談

☎046-822-8307

相談内容	相談曜日・時間	相談方法
D V 相談	月曜日～金曜日 10:00～16:00	電話・面接 (面接は予約制)

面接相談は、事前に予約を行ってください。祝日と年末年始はお休みです。

性別による人権侵害の苦情申出制度

セクシュアル・ハラスメント、女性（男性）であることを理由とした不利益な取り扱いなど、性別による差別についての相談や、市が実施する男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす施策に対して申出ができます。

制度のお問い合わせ ☎046-822-8228 横須賀市市民部人権・男女共同参画課
申出受付 F A X 046-822-4500 (専用 F A X)

平塚市

女性のための相談窓口 ☎0463-21-9611 FAX0463-21-9736

相談内容	相談曜日・時間	相談員	相談方法
D V や家族関係など、女性が抱える様々な問題、悩みに関する相談	月～金 9:30～16:00	女性相談員	電話・面接

祝日及び年末年始は休み。

鎌倉市

女性相談 ☎0467-23-9311

相談内容	相談時間	相談方法
夫婦、家族関係、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性が抱える問題についての相談	月～金 10:00～13:00 14:00～16:30	電話・面接 (面接は予約制)

女性相談員が相談をお受けします。祝日と年末年始はお休みです。

藤沢市

福祉総合相談支援センター ☎0466-25-1111 内線 3250

福祉事務所 ☎0466-25-1111 内線 3261

相談内容	相談時間	相談方法
女性相談 (一般相談)	月～金(休・祝日、年末年始を除く) 福祉総合相談支援センター 8:30～17:00 福祉事務所(女性相談員) 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)	電話・面接

小田原市

女性相談 ☎0465-33-1737

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
夫や親しい男性とのトラブルなど、女性が抱える悩みについての相談	月・水・木・金 9:30～11:30 13:00～16:30	女性相談員	電話・面接 (面接は予約制)

祝日及び年末年始は休み。

茅ヶ崎市

女性のための相談室 ☎0467-84-4772

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
一般相談 夫婦・家庭・男女の人間関係・生活上の悩みについての相談	月～金 10:00～16:00	女性相談員	電話
面談相談	月・水・金及び第4火 10:00～16:00	女性相談員	面接 (予約制)
法律相談 女性弁護士による、離婚、相続など法律の専門相談	第2・第4火 13:00～16:00	女性弁護士	面接 (予約制)

祝日と年末年始は休みます。

逗子市

女性相談 ☎046-873-5531 電話(相談専用)

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、職場の問題、夫婦関係、男女関係など、女性が抱える様々な悩みや問題についての相談	月～金 9:30～12:00 13:30～16:00 (祝日と年末年始は除く)	女性相談員	電話・面接 (面接は予約制)

三浦市

女性相談 ☎046-882-1111 内線311

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
DV セクハラなど女性が抱えている様々な悩みや問題についての相談	毎月第2水 10:00～15:00	女性相談員	電話・面接 (予約制)

秦野市

女性のための悩み相談「女性相談室」 ☎0463-83-1812

相談内容	相談時間	相談方法
DVや家庭、職場などで女性が抱える様々な悩みに関する相談	月～木曜日、第2土曜日 (祝日と年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～15:00	電話相談：専用電話 0463-83-1812 面接相談：予約制 (予約は市民相談人権課 0463-82-5128へ)

女性相談員が相談をお受けします。

厚木市

女性のための相談室 ☎046-221-0123 (直通)

*各相談は、祝日・振替休日及び年末年始は休みます。

「女性一般相談」 女性相談員が相談をお受けします。 市内在住・在勤・在学の女性

相談内容	相談時間	相談方法
生き方や家庭、地域、職場などの女性の悩み	月～金 10:00～12:00、13:00～17:00 (下記の「女性法律相談」時間帯を除く)	電話・面接

「女性法律相談」 女性弁護士が相談をお受けします。

相談内容	相談時間	相談方法
法律に関する相談 (市内在住の方のみ)	毎月第3金 (祝日・振替休日の場合は、第2金) 13:00～16:00	面接 (予約制)

D V相談 ☎046-221-0182

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00	電話・面接

祝日、振替休日及び年末年始は休みます。

大和市

女性のための相談

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
D V 相談等	月～金 9:30～16:30	婦人相談員	電話・面接 ☎046-260-5638
女性の市民相談員による 心配ごと相談	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	女性の市民 相談員	電話・面接 ☎046-260-5104

相談のお休みは土曜・日曜・祝日及び年末年始です。

伊勢原市

D V相談 ☎0463-91-9237 (相談専用)

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月～金 9:00～17:00	電話・面接

婦人相談員が対応します。また、祝日と年末年始はお休みします。

海老名市

女性のための相談 ☎046-231-2224(D V・女性相談専用)

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談 女性一般相談	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00	電話・面接

祝日と年末年始はお休みします。

子ども相談 ☎046-235-4825

相談内容	相談時間	相談方法
子どもの養育	月～金 8:30～12:00、13:00～17:15	電話・面接

祝日と年末年始はお休みします。

座間市

D V相談 ☎046-252-8483

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月・火・水・金 9:00～12:00、13:00～17:15	電話・面接

女性相談員が相談をお受けします。年末年始(12/29～1/3) 休日はお休みします。

南足柄市

南足柄市女性センター「女性の心の悩みごと相談」 ☎0465-73-8211

相談内容	相談時間	相談方法
一般相談 DV相談	月～金（水は除く） 10:00～17:00	電話・面接 （要予約）

女性相談員が相談をお受けします。毎週水曜日及び年末年始(12/29～1/3)は休館のため、相談はお休みです。

綾瀬市

D V相談 ☎0467-70-5605

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 13:00～17:00 （休日の場合は前日）	電話・面接

女性相談員が相談をお受けします。年末年始はお休みします。

葉山町

D V相談 ☎046-877-1199

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 14:00～17:00	電話

祝日と年末年始はお休みします。
専用回線電話にて女性相談員がお受けします。

寒川町

D V相談 ☎0467-74-1111

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 8:30～17:15	電話・面接

祝日と年末年始はお休みします。

大磯町

D V相談 ☎0463-61-4100

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 8:30～17:15	電話・面接

祝日と年末年始はお休みします。

二宮町

D V相談 ☎0463-71-3311(代表)

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 8:30～17:15	電話・面接

祝日と年末年始はお休みします。

中井町

D V相談 ☎0465-81-5548

相談内容	相談時間	相談方法
D V相談	月～金 8:30～17:15（祝日除く）	電話・面接

愛川町

D V相談 ☎046-285-2111 (代表)

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月～金 8:30～17:15 (祝日除く)	電話・面接

清川村

女性相談 ☎046-288-3861

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談 一般相談	月～金 8:30～17:15 (祝日除く)	電話・面接

(4) 警察本部の相談機関

警察本部

性犯罪被害に関する相談

女性警察官等が性犯罪の被害相談に応じています。

性犯罪 110 番 ☎045-681-0110

(月～金 8:30～17:15) 前記以外土・日・祝日・年末年始は留守番電話

(5) 労働局の相談機関

神奈川県労働局 (厚生労働省)

雇用環境・均等部指導課 ☎045-211-7380 FAX045-211-7381

[相談時間] 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始はお休みです。)

- ・ 職場における男女の均等取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメント、母性健康管理措置など、男女雇用機会均等法に係る相談等
- ・ 育児休業、介護休業の取得や復帰等、育児・介護休業法に係る相談
- ・ パートタイム労働者の均衡処遇や正社員化等、パートタイム労働法に係る相談
- ・ 総合労働相談 (パワーハラスメント、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件など労働問題に関する相談)

マザーズハローワーク (厚生労働省)

子育てをしながら就職を希望している方に、職業相談・紹介のほか仕事と子育てを両立させるためのアドバイスや情報提供を行っています。また、予約制、担当者制の相談も行っています。(お子様連れの方にも配慮し、キッズコーナーや授乳室も設置しています)

マザーズハローワーク横浜 ☎045-410-0338

平成 25 年 4 月から神奈川県と国との一体的取り組みとして、女性労働相談 (毎週金曜日) と女性キャリアカウンセリング (毎週月曜日～木曜日)、女性弁護士相談 (毎月第 4 金曜日午後) も行っております。

雇用保険関係の手続きや事業所関係の手続きは行っておりません。

マザーズハローワーク相模原 ☎042-862-0042

平成27年7月から神奈川県と国との一体的取り組みとして、女性弁護士労働相談（毎月第3木曜日午後）を行っております。

雇用保険関係の手続きや事業所関係の手続きは行っていません。

マザーズコーナー

港北、川崎、川崎北、藤沢、厚木、大和の各ハローワークにもマザーズコーナーを設けております。

相談時間 8:30～17:00（月～金）（土・日・祝・年末年始はお休みです。）

(6) 民間の相談機関

かながわ女のスペース みずら

☎045-451-0740(相談専用)

相 談 時 間
月～金 = 14:00～17:00、18:00～20:00
土 = 14:00～17:00

来所相談も行っています。（要予約）

女性の家 サーラー

☎045-901-3527 / 045-914-7083

外国籍女性の権利擁護のための相談活動・支援を行っています。

外国語での電話相談

対 応 言 語	相 談 時 間
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語	月～金 10:00～17:00

来所相談も行っています。（要予約）

デートDV110番

☎0120-51-4477

デートDV（交際相手からの暴力）に関する相談を行っています。

相 談 時 間	相 談 方 法
火 = 18:00～21:00	電 話
土 = 14:00～18:00	

年末年始はお休みです。

3 神奈川県男女共同参画の推進体制

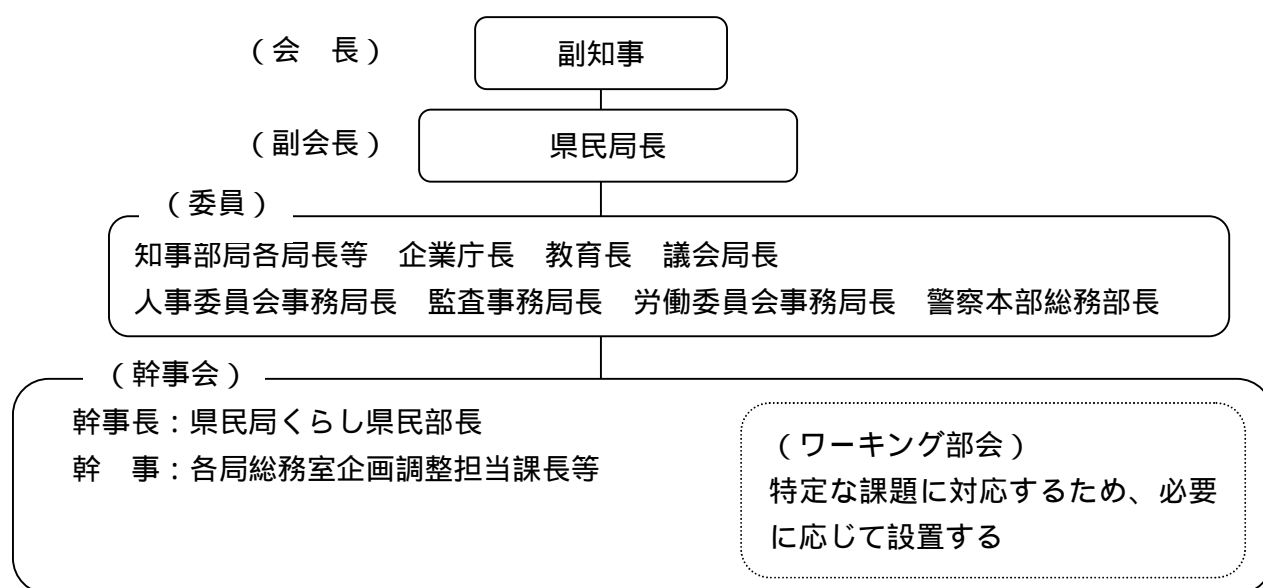
(1) 神奈川県男女共同参画審議会

附属機関の設置に関する条例により設置された県の附属機関です。男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。

(2) 人権男女共同参画施策推進会議及び部局等の推進体制

(ア) 人権男女共同参画施策推進会議

県の人権施策及び男女共同参画施策の円滑かつ適正な推進を図るため、各局長等を構成委員として設置しているものです。事務局は、県民局くらし県民部人権男女共同参画課です。



(イ) 部局等の推進体制

男女共同参画施策の推進において、県の各局長等は男女共同参画施策の統括責任者として各局の施策推進を図っており、各局等の企画調整担当課長等は男女共同参画施策の推進責任者として、各所属等と調整し当該部局等の施策を推進しています。

また、各所属の副課長・グループリーダーや副所長等は、男女共同参画施策の推進主任者兼研修指導者として位置付けられています。

(3) かながわ男女共同参画センター(かなテラス)

女性の自立を促進し、かつ男女共同参画を推進する拠点として、男女共同参画に関する人材育成、相談、調査研究、情報発信・意識啓発などを行います。配偶者暴力相談支援センターの県民向け相談機能を持っています。

(4) 女性相談所

売春防止法に基づく機関で、都道府県に設置が義務付けられています(平成27年4月から、

政令指定都市も設置できることになりました。)。配偶者暴力相談支援センターの機能を持ち、要保護女子及び暴力被害女性等に対する相談、保護、自立支援等を行うほか、必要に応じて女性保護施設への入所措置を行っています。

(5) 市町村との連携

県及び市町村の男女共同参画行政担当課長等で構成する県・市町村男女共同参画行政連絡会において、定期的な情報交換等を行うほか、男女共同参画施策推進者の研修の実施など、連携して男女共同参画を推進します。

(6) NPOなどとの協働

多彩な活動をしているNPOなどと協働し、幅広く男女共同参画を推進します。

(7) 県の男女共同参画施策への提案、苦情等

県の男女共同参画施策をより幅広く着実に推進するため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または事業についての県民、事業者等からの提案、意見、要望、苦情等の受付窓口（県民局くらし県民部人権男女共同参画課）を設置しています。

(8) 県庁の男女共同参画推進に向けた取組みの強化

県庁における女性登用、休暇の取得等ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画意識の向上を図る職員研修、県民への情報発信における男女共同参画の視点での取組み等を進めるため、取組内容を充実し、公表することで、県庁における男女共同参画推進の強化を図ります。

4 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）

平成14年4月1日施行

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画を推進するための理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようであることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会におけ

る制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害行為の禁止）

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な

配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が

著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

<p>神奈川県男女共同参画審議会</p>	<p>男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</p>	<p>12人以内</p>
----------------------	---	--------------

（検討）

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果（平成28年度）

項目	事業所		全体	業種別											
				建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売小売業	金融保険業	飲食店宿泊業	医療福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	
1	届出数		562	14	196	47	16	58	10	6	81	26	25	77	
	構成比		100.0%	2.5%	34.9%	8.4%	2.8%	10.3%	1.8%	1.1%	14.4%	4.6%	4.4%	13.7%	
2	従業員男女比	正社員	男性	75.3%	88.5%	87.1%	84.1%	90.7%	69.4%	55.8%	69.5%	29.8%	64.0%	85.1%	81.0%
			女性	24.7%	11.5%	12.9%	15.9%	9.3%	30.6%	44.2%	30.5%	70.2%	36.0%	14.9%	19.0%
		非正社員	男性	35.8%	73.1%	48.2%	48.1%	48.0%	22.4%	13.1%	30.9%	20.8%	49.8%	35.4%	44.9%
			女性	64.2%	26.9%	51.8%	51.9%	52.0%	77.6%	86.9%	69.1%	79.2%	50.2%	64.6%	55.1%
	従業員	男性	63.1%	87.1%	79.8%	81.6%	74.7%	42.8%	42.6%	46.2%	26.6%	57.5%	51.9%	66.5%	
		女性	36.9%	12.9%	20.2%	18.4%	25.3%	57.2%	57.4%	53.8%	73.4%	42.5%	48.1%	33.5%	
3	男女別の正社員・非正社員比	男性	正社員	82.4%	92.4%	88.7%	95.9%	75.9%	70.3%	90.4%	59.7%	72.0%	60.4%	54.3%	72.9%
			非正社員	17.6%	7.6%	11.3%	4.1%	24.1%	29.7%	9.6%	40.3%	28.0%	39.6%	45.7%	27.1%
		女性	正社員	46.1%	81.3%	52.1%	80.2%	22.9%	23.3%	53.0%	22.5%	61.5%	45.9%	10.2%	34.0%
			非正社員	53.9%	18.7%	47.9%	19.8%	77.1%	76.7%	47.0%	77.5%	38.5%	54.1%	89.8%	66.0%
4	正社員の採用状況	採用	男性	56.5%	86.3%	79.4%	78.5%	83.0%	54.0%	37.7%	50.0%	27.3%	52.8%	83.1%	73.4%
			女性	43.5%	13.7%	20.6%	21.5%	17.0%	46.0%	62.3%	50.0%	72.7%	47.2%	16.9%	26.6%
5	正社員の年齢、勤続年数	平均年齢	男性	41.9歳	42.2歳	42.0歳	41.3歳	44.7歳	39.6歳	41.7歳	39.2歳	38.1歳	46.4歳	43.5歳	42.7歳
			女性	37.5歳	39.5歳	39.0歳	37.4歳	40.0歳	34.7歳	37.0歳	29.9歳	36.5歳	40.0歳	38.2歳	40.1歳
		平均勤続年数	男性	16.1年	16.3年	17.5年	16.5年	14.6年	14.4年	17.9年	13.9年	7.6年	13.7年	19.7年	14.7年
			女性	10.4年	10.9年	15.0年	13.2年	13.3年	9.5年	12.1年	7.1年	7.0年	11.6年	13.3年	11.6年
6	職務区分別の配置割合（正社員）	人事・総務・経理	男性	5.6%	8.5%	5.4%	4.8%	5.8%	4.1%	6.2%	5.3%	7.7%	11.2%	5.2%	3.9%
			女性	9.8%	24.6%	16.5%	15.0%	13.7%	5.4%	8.3%	8.2%	4.3%	16.5%	14.0%	11.1%
		企画・調査・広報	男性	3.8%	1.4%	4.4%	2.8%	0.8%	5.3%	13.4%	1.3%	0.8%	3.4%	4.3%	4.0%
			女性	4.7%	4.5%	10.9%	6.1%	1.9%	4.8%	9.0%	2.3%	0.4%	4.6%	7.3%	8.3%
		研究・開発	男性	32.6%	33.7%	40.7%	36.4%	0.8%	1.5%	0.0%	—	0.1%	17.1%	0.1%	59.8%
			女性	12.6%	22.2%	31.2%	28.2%	1.5%	0.8%	—	—	0.0%	8.5%	0.2%	39.0%
		情報処理	男性	8.3%	0.5%	3.0%	42.8%	1.3%	0.3%	7.6%	0.1%	1.2%	0.7%	2.3%	3.2%
			女性	4.0%	0.3%	2.5%	33.7%	2.2%	0.3%	3.4%	—	0.5%	0.6%	1.5%	4.2%
		営業	男性	7.8%	13.8%	4.2%	5.9%	14.5%	30.4%	59.7%	13.8%	0.3%	0.0%	22.7%	4.1%
			女性	6.4%	8.6%	7.4%	6.9%	4.6%	19.2%	58.2%	9.6%	0.1%	0.1%	11.1%	4.9%
		販売・サービス	男性	18.6%	9.1%	4.0%	3.6%	49.0%	56.6%	13.0%	54.9%	87.4%	67.4%	59.1%	10.7%
			女性	54.2%	18.6%	6.1%	5.5%	68.1%	68.4%	21.0%	74.8%	91.7%	69.5%	64.0%	25.7%
		生産	男性	23.4%	33.0%	38.3%	3.6%	27.8%	1.8%	—	24.6%	2.6%	0.1%	6.3%	14.3%
			女性	8.2%	21.1%	25.3%	4.5%	8.0%	1.3%	—	5.2%	3.0%	0.1%	1.9%	6.9%

※ 農林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道、不動産業は届出がない、又は届出事業所が少ないため、分析対象外とした。

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果（平成28年度）

項目			事業所	全体	業種別										
					建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売小売業	金融保険業	飲食店宿泊業	医療福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業
7	女性管理職の有無	有		68.9%	78.6%	57.7%	89.4%	56.3%	62.1%	70.0%	50.0%	98.8%	92.3%	40.0%	61.0%
8	管理職等の割合 (当該管理職等人数 /管理職等総数)	部長相当	男性	95.2%	99.6%	97.3%	97.7%	98.9%	97.1%	97.6%	97.1%	76.2%	85.4%	95.9%	96.1%
			女性	4.8%	0.4%	2.7%	2.3%	1.1%	2.9%	2.4%	2.9%	23.8%	14.6%	4.1%	3.9%
		課長相当	男性	91.5%	97.9%	95.9%	95.8%	97.5%	93.0%	93.7%	95.3%	50.8%	77.8%	91.5%	94.4%
			女性	8.5%	2.1%	4.1%	4.2%	2.5%	7.0%	6.3%	4.7%	49.2%	22.2%	8.5%	5.6%
		管理職計	男性	92.6%	98.3%	96.3%	96.4%	97.8%	94.1%	94.9%	95.5%	58.4%	81.3%	92.8%	94.8%
			女性	7.4%	1.7%	3.7%	3.6%	2.2%	5.9%	5.1%	4.5%	41.6%	18.7%	7.2%	5.2%
		係長相当	男性	87.0%	93.3%	92.6%	92.2%	92.9%	86.4%	77.8%	84.1%	46.0%	59.2%	86.2%	85.3%
			女性	13.0%	6.7%	7.4%	7.8%	7.1%	13.6%	22.2%	15.9%	54.0%	40.8%	13.8%	14.7%
計	男性	90.1%	96.8%	94.7%	94.3%	95.6%	90.1%	87.2%	89.5%	53.5%	71.0%	88.9%	91.0%		
	女性	9.9%	3.2%	5.3%	5.7%	4.4%	9.9%	12.8%	10.5%	46.5%	29.0%	11.1%	9.0%		
9	管理職の輩出率 (当該管理職人数 /男女別正社員総数)	部長相当	男性	6.5%	9.8%	6.7%	7.4%	3.5%	3.4%	11.3%	2.8%	7.4%	7.8%	3.7%	6.0%
			女性	1.0%	0.3%	1.3%	0.9%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	1.0%	2.4%	0.9%	1.0%
		課長相当	男性	14.0%	28.2%	13.3%	15.2%	10.7%	9.2%	23.5%	18.7%	11.5%	8.2%	8.0%	18.5%
			女性	4.0%	4.6%	3.9%	3.5%	2.7%	1.6%	2.0%	2.1%	4.7%	4.2%	4.3%	4.6%
		計	男性	20.5%	38.0%	20.0%	22.5%	14.2%	12.6%	34.8%	21.5%	18.9%	16.1%	11.7%	24.4%
			女性	5.0%	4.9%	5.1%	4.4%	3.1%	1.8%	2.3%	2.3%	5.7%	6.6%	5.2%	5.7%
10	管理職への登用 (過去1年間に管理職になった人数 /男女別正社員総数)	部長相当	男性	0.8%	4.3%	0.6%	0.6%	0.2%	0.4%	1.0%	0.4%	0.9%	0.6%	0.3%	1.1%
			女性	0.2%	—	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	—	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%
		課長相当	男性	1.8%	10.4%	1.3%	1.4%	0.6%	1.2%	2.4%	1.2%	2.1%	0.8%	0.4%	2.7%
			女性	0.6%	1.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.2%	0.2%	0.7%	0.4%	0.5%	1.2%
		計	男性	2.5%	14.7%	2.0%	2.0%	0.8%	1.6%	3.4%	1.6%	3.0%	1.4%	0.6%	3.7%
			女性	0.8%	1.5%	0.8%	0.5%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.9%	0.8%	0.7%	1.4%
11	能力向上教育訓練	実施している		98.8%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.2%	100.0%	94.8%
		男性のみ参加		0.2%	—	0.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女性のみ参加		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		男女とも参加		99.8%	100.0%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	管理職養成教育訓練	実施している		89.5%	92.9%	91.3%	95.7%	93.8%	94.8%	80.0%	100.0%	91.4%	76.9%	92.0%	76.6%
		男性のみ参加		4.0%	—	7.8%	4.4%	13.3%	3.6%	—	—	—	—	—	—
		女性のみ参加		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		男女とも参加		96.0%	100.0%	92.2%	95.6%	86.7%	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
13	育児休業	内部規則	有	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		利用状況	事業所	86.1%	85.7%	85.7%	93.6%	62.5%	86.2%	100.0%	83.3%	98.8%	88.5%	88.0%	71.4%
			男性	5.8%	17.3%	10.9%	8.7%	3.0%	2.0%	10.7%	—	1.0%	1.7%	1.0%	7.7%
			女性	94.2%	82.7%	89.1%	91.3%	97.0%	98.0%	89.3%	100.0%	99.0%	98.3%	99.0%	92.3%
14	介護休業	内部規則	有	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		利用状況	事業所	22.8%	7.1%	20.9%	25.5%	12.5%	29.3%	30.0%	—	35.8%	3.8%	8.0%	24.7%
			男性	34.6%	50.0%	44.4%	76.5%	75.0%	22.7%	—	—	9.8%	100.0%	12.5%	59.1%
			女性	65.4%	50.0%	55.6%	23.5%	25.0%	77.3%	100.0%	—	90.2%	—	87.5%	40.9%
15	子の看護休暇	内部規則	有	97.9%	92.9%	98.5%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	100.0%	100.0%	93.5%
		利用状況	事業所	45.7%	42.9%	41.3%	78.7%	12.5%	32.8%	80.0%	50.0%	50.6%	50.0%	28.0%	45.5%
			男性	41.1%	54.8%	60.5%	44.1%	81.8%	40.8%	16.5%	6.5%	13.1%	21.2%	43.8%	38.6%
			女性	58.9%	45.2%	39.5%	55.9%	18.2%	59.2%	83.5%	93.5%	86.9%	78.8%	56.3%	61.4%
16	セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況	方針の周知・啓発方法	就業規則等による周知	85.2%	78.6%	86.2%	87.2%	93.8%	84.5%	80.0%	83.3%	82.7%	96.2%	92.0%	77.9%
			社内報等による周知	52.7%	50.0%	48.0%	55.3%	62.5%	65.5%	70.0%	66.7%	33.3%	73.1%	88.0%	48.1%
			研修等の実施	61.0%	57.1%	62.8%	78.7%	68.8%	67.2%	70.0%	50.0%	39.5%	69.2%	76.0%	54.5%
			その他	5.5%	—	6.1%	8.5%	—	3.4%	10.0%	—	4.9%	3.8%	4.0%	7.8%
		相談等窓口の整備方法	相談担当者の設置	94.8%	100.0%	94.4%	100.0%	100.0%	96.6%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	90.9%
			マニュアルの整備	40.7%	64.3%	41.8%	42.6%	37.5%	31.0%	60.0%	16.7%	29.6%	57.7%	76.0%	35.1%
			外部機関への委託	27.4%	14.3%	31.6%	25.5%	25.0%	44.8%	30.0%	33.3%	9.9%	7.7%	48.0%	22.1%
			その他	4.8%	—	4.1%	—	—	6.9%	10.0%	—	6.2%	—	4.0%	10.4%
		懲戒規定以外の措置を内部規則で定めている	いる	63.5%	50.0%	67.9%	51.1%	62.5%	79.3%	80.0%	100.0%	54.3%	53.8%	76.0%	53.2%
			いない	36.5%	50.0%	32.1%	48.9%	37.5%	20.7%	20.0%	—	45.7%	46.2%	24.0%	46.8%

6 男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	神奈川県
1945 (昭和20)		・改正選挙法公布(婦人参政権)	
1946 (昭和21)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等明文化)(47年施行)	
1947 (昭和22)		・改正民法公布(家父長制廃止)(48年施行)	
1948 (昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31)		・売春防止法公布(58年施行)	
1961 (昭和36)		・所得税法改正(配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976 (昭和51)	・国連婦人の10年(～85年)	・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行	・県知事室に婦人関係行政の窓口設置 ・(財)川崎市中小企業婦人会館開館
1977 (昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・県民総務室に婦人班設置 ・県婦人問題懇話会設置
1978 (昭和53)			・新神奈川計画に婦人総合センター(現在のかながわ女性センター)が位置づけられる ・横浜市婦人会館開館
1979 (昭和54)	・女子差別撤廃条約採択		
1980 (昭和55)	・国連婦人の10年(中間年)世界会議(コペンハーゲン)	・民法改正(配偶者の相続分改正)(81年施行) ・国連婦人の10年中間年全国会議	・横須賀市婦人会館(貸し館業務のみ)開館 ・県民部に婦人総合センター建設準備室設置 ・県下20女性団体による神奈川県婦人の地位向上グループ研究結果報告、発行
1981 (昭和56)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標を設定	・県婦人問題懇話会 提言「神奈川県婦人の地位向上プラン(仮称)の策定に向けて」 ・県下10女性団体による婦人問題委託研究結果報告、発行

年	国連等	日本	神奈川県
1982 (昭和57)			<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性元年 ・かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議結成 ・県立婦人総合センター開館 ・県民部に婦人企画室設置 ・県労働部に勤労婦人班設置 ・婦人問題協議会設置 ・厚木市婦人会館開館
1983 (昭和58)			<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市婦人センター開館 ・県審議会等への女性の参加推進要綱制定
1984 (昭和59)		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法、戸籍法改正（父母両系主義）（85年施行） ・パートタイム労働対策要綱制定 	
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議（ナイロビ） ・ナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法改正（専業主婦の基礎年金保証）（86年施行） ・男女雇用機会均等法公布（86年施行） ・女子差別撤廃条約の批准（86年発効） 	
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ・所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議民間行動計画「私たちの行動計画・かながわ」策定
1988 (昭和63)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改正（週40時間制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人総合センター図書館に「山川菊栄文庫」開設 ・横浜女性フォーラム開館
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） ・パートタイム労働指針告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県婦人問題協議会を同女性問題協議会に名称変更
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告 		
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法公布（92年施行） ・新国内行動計画（第一次改定）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ・県民部婦人企画室を同女性政策室に、県立婦人総合センターを同かながわ女性センターに名称変更・県審議会等の委員への女性の登用推進要綱制定
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議（リオデジャネイロ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市に県内初の女性市長誕生
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムよこはま開館

年	国連等	日本	神奈川県
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア女性フォーラム(現アジア女性友好交流会議)をかながわ女性センターにて開催 ・南足柄市女性センター開館
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法改正(介護休業制度)公布(98年施行) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・デュオよこすか開館 ・県に女性福祉事務誕生
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について(答申)
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改定(女子保護規定撤廃) ・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ新総合計画21の「共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置づけ ・かながわ女性プラン21策定 ・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート ・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足
1998 (平成10)			<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市女性センター、機能を拡充し、移転、開館
1999 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開館 ・県民総務室人権・同和担当と女性政策室を再編し、人権男女共同参画課を設置 ・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険法の施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)開館 ・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市男女共同参画推進条例公布・施行 ・川崎市男女平等かわさき条例公布・施行 ・配偶者暴力相談窓口設置 ・横須賀市男女共同参画推進条例公布(02年施行)

年	国連等	日本	神奈川県
2002 (平成14)			・県男女共同参画推進条例公布・施行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置
2003 (平成15)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布・施行(05年全面施行)	・県かながわ男女共同参画推進プラン策定 ・さがみはら男女共同参画推進条例公布(04年施行)
2004 (平成16)		・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行)	
2005 (平成17)	・北京+10 (第49回国連婦人の地位委員会)	・次世代育成支援対策推進法全面施行 ・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館。 ・フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北として開館
2006 (平成18)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)	・男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止)(07年施行)	・県かながわDV被害者支援プラン策定
2007 (平成19)		・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正(08年施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	
2008 (平成20)			・県かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)策定
2009 (平成21)	・女子差別撤廃委員会最終見解	・育児・介護休業法の改正(10年施行)	・県かながわDV被害者支援プラン改定
2010 (平成22)	・北京+15 (第54回国連婦人の地位委員会)	・第3次男女共同参画基本計画策定	
2011 (平成23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(UN Women)発足		・横浜市DV相談支援センターを設置
2012 (平成24)			・相模原市配偶者暴力相談支援センターを設置
2013 (平成25)		・配偶者暴力防止法改正(14年施行) ・ストーカー規制法改正	・県かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)策定

2014 (平成26)		・パートタイム労働法の改正（15年施行）	・県かながわDV被害者支援プランを改定し、県かながわDV防止・被害者支援プランを策定
2015 (平成27)	・北京+20 (第59回国連婦人の地位委員会)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）公布・施行（16年完全施行） ・第4次男女共同参画基本計画策定	・かながわ女性センターが県藤沢合同庁舎に移転 かながわ男女共同参画センター（かなテラス）に名称変更
2016 (平成28)		・男女雇用機会均等法の改正（17年施行） ・育児・介護休業法の改正（17年施行）	・川崎市DV相談支援センターを設置
2017 (平成29)		・育児・介護休業法の改正、施行	